



Contents

- P 2 変革期における金融サービスの向上にむけて
～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～
- P 3 仮想通貨交換業者への対応について
- P 6 企業アンケート調査の結果について
- P 7 「明治 150 年」関連シンポジウムについて
- P 8 多重債務者相談強化キャンペーン 2018 の実施について
- P 11 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 17 お知らせ

変革期における金融サービスの向上にむけて
～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～

金融庁では、平成 27 事務年度より、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎事務年度ごとに「金融行政方針」として公表してきました。そして、PDCA サイクルを強く意識し、本方針に基づく行政の実績を「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させてきました。

本事務年度は、こうした PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、標記のとおり金融レポートと金融行政方針を一体として策定し、9月26日に公表しました。

デジタル化の加速、人口減少や高齢化の進展、低金利環境の長期化など、金融を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変革期において、金融行政の目的である「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」を達成していくためには、変化に適切に対応していくことにより、金融サービスを向上させていく必要があります。

そこで、金融庁は、本事務年度、

- ① デジタル化の加速的進展への対応 ～金融デジタル化戦略～
- ② 家計の安定的な資産形成の推進
- ③ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ④ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 ～経営者の役割とガバナンス～
- ⑤ 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
- ⑥ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ⑦ 金融当局・金融行政運営の改革

という7つの取組みを通じて、「金融育成庁」として金融サービスの向上を図っていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」の中の「[金融行政方針・金融レポートについて](#)」から「[変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針\(平成 30 事務年度\)～](#)」（平成 30 年 9 月 26 日公表）にアクセスしてください。

仮想通貨交換業者への対応について

1. 「仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ」の公表について

8 月 10 日、これまで実施した仮想通貨交換業者等の検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的にとりまとめ、公表しました。

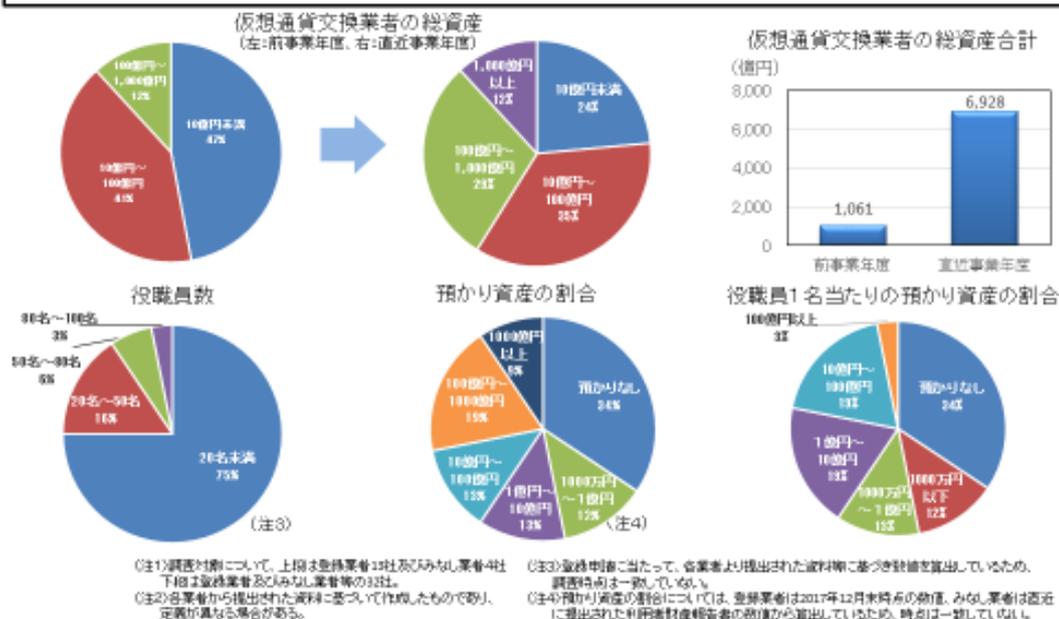
金融庁では、本年 1 月にみなし業者であるコインチェック社において、顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したこと等を踏まえ、仮想通貨交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢の整備状況等を検証するために、全てのみなし業者及び複数の登録業者に対し、立入検査を順次実施しました。この結果、問題が判明した業者（みなし業者 10 社、登録業者 7 社）に対し、行政処分を行っています。

これまでの検査やモニタリングにおいては、主にみなし業者において、平成 29 年秋以降、仮想通貨の価格が高騰し、各社において急激に業容を拡大する中、内部管理態勢の整備が追いついていない実態が把握されました。なお、登録業者においてもいくつか同様の事例を確認しています。

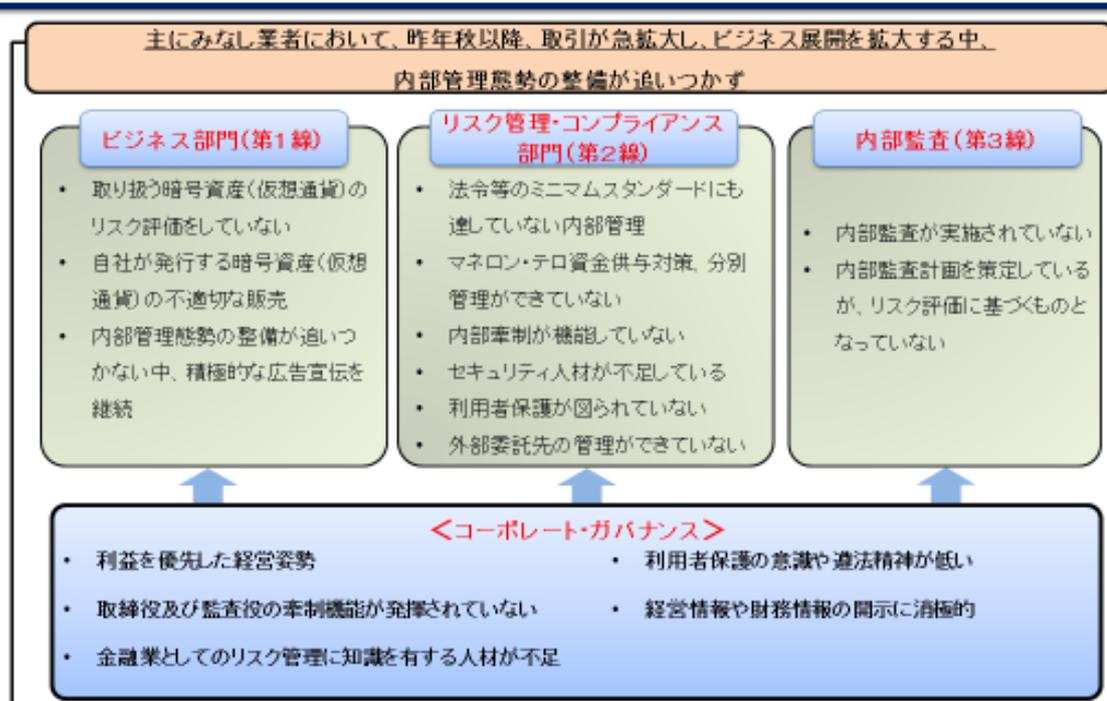
本とりまとめの主な内容は以下のとおりです（「中間とりまとめ主なポイント」抜粋）。

検査・モニタリングで把握された実態(1)

- 仮想通貨交換業者の会社規模(総資産)が前事業年度比で急拡大(平均して553%拡大)
- 少ない役員で多額の利用者財産を管理(平均して1名で33億円の取扱い)



検査・モニタリングで把握された実態(2)



仮想通貨交換業に係る全ての業者(登録業者、みなし業者、新規登録申請業者)におかれましては、事務ガイドラインで公表されている監督上の着眼点に加え、本とりまとめに掲載した事例を踏まえた内部管理態勢等の自己チェックを行うなど、有効に活用していただきたいと思います。

さらに、利用者の皆様におかれましては、登録業者のサービスを利用するに当たって、本とりまとめに掲載した事例が業者選定等の一助（注意事項）となることを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめの公表について](#)」（平成30年8月10日公表）にアクセスしてください。

2. 仮想通貨交換業者に対する業務改善命令について

9月14日、テックビューロ株式会社（以下、「当社」）において、当社が保有していた仮想通貨が外部に送信され、顧客からの預かり資産を含む約70億円分の仮想通貨（10月10日現在、当社の発表による）が流出するという事案が発生しました。

本件を踏まえ、9月18日に資金決済法に基づく報告を求めたところ、発生原因の究明等に不十分なことが認められたため、9月25日、金融庁では当社に対して、以下の内容の業務改善命令を発出しました。

【業務改善命令】

- ・ 流出事案の事実関係及び原因の究明（責任の所在の明確化を含む）並びに再発防止策の策定・実行
- ・ 顧客被害の拡大防止
- ・ 顧客被害に対する対応
- ・ 3月8日付業務改善命令及び、6月22日付業務改善命令の内容について、流出事案を踏まえて、具体的かつ事項的な改善計画の見直し及び実行

（注）当社に対しては、資金決済法に基づく報告、金融庁の検査を踏まえ、3月8日にシステムリスク管理態勢等について、6月22日に経営管理態勢、法令遵守、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、分別管理等の内部管理態勢について、業務改善命令を発出し、その改善状況を確認しているところ。

また、改めて、昨年9月に金融庁・消費者庁・警察庁の連名で実施した以下の注意事項などについて、業務改善命令の公表に併せて周知しています。

- ・ 金融庁が仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
- ・ 仮想通貨は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること

- ・ 仮想通貨に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること
- ・ 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）をよく理解してから行うこと

※ 仮想通貨をご利用の皆様への注意喚起につきましては、金融庁ウェブサイトの「[仮想通貨に関するトラブルに御注意ください!](#)」よりご覧ください。

企業アンケート調査の結果について

金融庁では、顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、平成27年度より、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業を中心に、アンケート調査への協力を依頼しています。

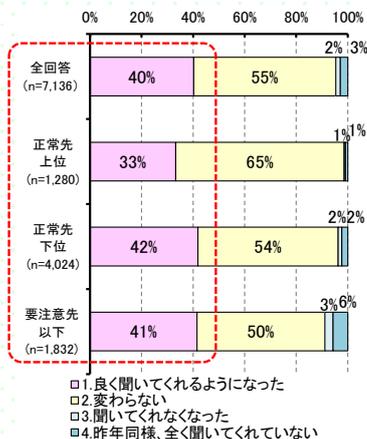
29年度においても、28年度までに明らかにした金融機関の取組みに関する評価の改善状況を確認する等の観点から、金融機関による企業の事業理解やサービス提供の効果等について調査を実施し、その結果を9月26日に公表しました。

主な調査結果は、以下のとおりです。

企業アンケート 主な調査結果①

- 昨年と比べ、経営上の課題や悩みを良く聞いてくれるようになったとする企業の割合が全体で4割。
- 金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、売上又は利益等が改善したとする企業は約6割。特に債務者区分が下位になるほど高い効果が見られる。

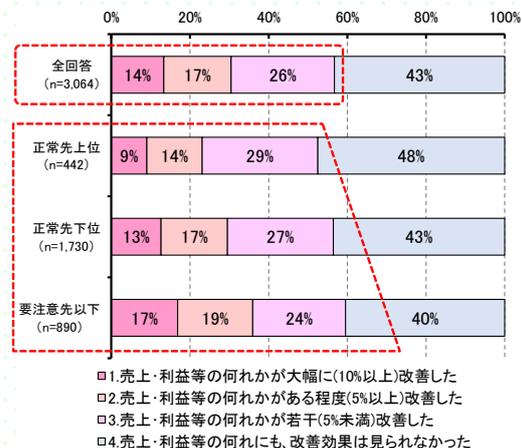
Q. 昨年と比べて、貴社の取引金融機関は、貴社の経営上の課題や悩みを良く聞いてくれるようになりましたか。



(資料) 金融庁

※メインバンクについて集計

Q. 貴社の取引金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、貴社の売上や収益、利益はどの程度改善しましたか。



(資料) 金融庁

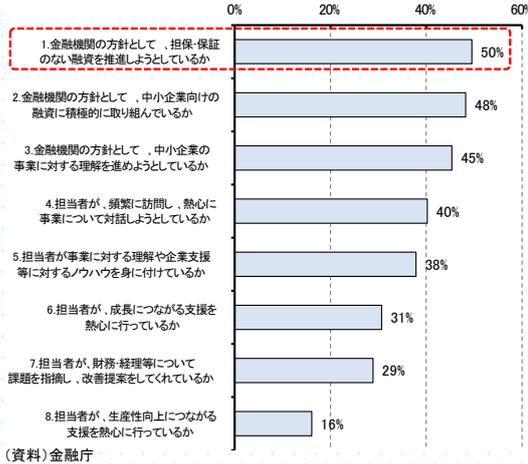
※メインバンクについて集計

企業アンケート 主な調査結果②

➤ 顧客企業の5割が「担保・保証のない融資の推進姿勢」に関する金融機関の情報を知りたいと考える一方で、その情報が「見えない」又は「入手できない」とする企業が約4割存在。

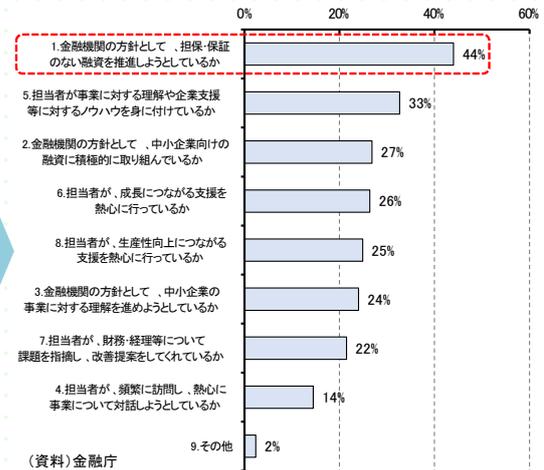
Q. 貴社が、今後、金融機関との取引内容を変える（取引開始、拡大、又は縮小）に当たって、当該金融機関のどのような情報を知りたいですか。（複数回答可）

金融機関との取引内容変更之际
顧客企業が知りたい情報（n=11,482）



Q. 左記の知りたい情報について、貴社から「見えない」・「入手できない」ものは何ですか。（複数回答可）

「見えない」・「入手できない」
金融機関の情報（n=3,171）



調査結果からは、地域金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や顧客と向き合う意識・取組み姿勢に一定の改善の兆しが窺われます。一方で、担保・保証に依存しない融資について、未だ顧客企業への説明が十分ではない金融機関も少なくないと考えられます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融仲介の改善に向けた検討会議](#)」から、「[企業アンケート調査](#)」について」にアクセスしてください。

「明治150年」関連シンポジウムについて

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。

明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につ

なげていくことは、意義のあることです。

こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされていることから、金融庁は、9月6日、明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催しました。

シンポジウムにおいては、冒頭に主催者を代表して越智前副大臣が挨拶した後、宮本又郎先生（大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長）から「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」について、米山高生先生（東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、金融庁金融行政モニター委員）から「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」について、小林延人先生（首都大学東京経済経営学部准教授）から、「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」についてご講演いただきました。

その後、吉野直行先生（アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問）をコメンテーターに迎え、パネルディスカッションを実施しました。



冒頭挨拶する越智前副大臣

多重債務者相談強化キャンペーン 2018 の実施について

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」においては、深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、平成 19 年 4 月に「多重債務問題改善プログラム」を決定し、相談窓口の整備などの「借り手対策」をとりまとめました。これに基づき、全国の地方公共団体における相談体制の整備・強化が進められています。

平成 22 年 6 月の改正貸金業法完全施行後、多重債務問題は一時と比べ落ち着いたをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設の相談窓口の認知度向上に加え、ギャンブル等依存症や生活困窮者の自立支援のための相談窓口との連携等を目的として、本年 9 月 1 日～12 月 31 日までの 4 ヶ月間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2018」を多重債務者対策本部と日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）との共催で実施しています（本取組みは、平成 19 年度以降継続して実施しています。）。

肩の荷、
下ろそう。
借金の問題に専門家の力を借りよう。

多重債務者相談強化
キャンペーン2018
9.1～12.31

借金・家計の相談を受け付けています。
一人で悩まず、多重債務相談窓口には是非ご相談ください。
相談窓口では、収入・支出と借入れ・ローンのバランスから債務の整理、
生活再建のためのセーフティネット制度などの活用についてサポートしています。
中小事業者・個人事業者の方からのご相談も受け付けています。

■ギャンブル等のありさまによる借金の場合、返済が滞りかねるおそれがあります。
ギャンブル依存症は治療費も、精神的負担も大きい問題です。借金も返済できなくなり、生活が破綻するおそれがあります。借金も返済できなくなり、生活が破綻するおそれがあります。借金も返済できなくなり、生活が破綻するおそれがあります。

相談窓口に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局まで、
また、法テラスでは、お近くの相談窓口・相談会のご案内します。

■法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374 受付時間 平日 9:00-21:00 土曜 9:00-17:00

主催：多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

キャンペーンでは、期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体（全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会）が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会等の取組み（電話による相談を含む）を行います。併せて、各地方財務局においても、無料相談会の開催等を行います。このほか、ヤミ金融の利用防止について、周知・広報を行うこととしています。

各地の相談窓口、キャンペーン期間中に各地で開催される無料相談会等については、下記の電話番号にてご案内します。

《法テラスコールセンター》

おなやみなし
0570-078374

※ 受付時間 平日／9:00～21:00

土曜／9:00～17:00

(日曜祝祭日、年末年始休業)

※ 法テラスは国が設立した公的な法人です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[多重債務者相談強化キャンペーン 2018 の実施について](#)」(平成 30 年 9 月 3 日公表)にアクセスしてください。

※ また、多重債務対策関連情報を提供している、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」の中の「[貸金業法が大きく変わりました！\(改正貸金業法・多重債務者対策\)](#)」でも、無料相談会の予定を提供予定です。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点を気をつけるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。



[仮想通貨関係情報](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が増加していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】

10 月 1 日より、下記窓口の電話受付時間を、

< 平日 8 時 45 分～17 時 00 分 >に変更しました。

詳しくは、「[証券取引等監視委員会ウェブサイト](#)」よりご確認ください。

(1) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
"for investors, with investors" Securities and Exchange Surveillance Commission

(2) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】

F A X : 03-5251-2198

電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
 - 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
 - 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
 - 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。
- 御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

